

佐伯監督署からの お知らせ

令和6年8月発行



佐伯労働基準監督署 安全衛生課
 876-0811
 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階
 0972-22-3421 FAX 0972-24-0934
 管轄区域 佐伯市・津久見市・臼杵市

令和6年 労働災害発生状況 7月末

佐伯監督署	令和5年		令和6年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	0	89	0	105	0	+16

< 主要業種別内訳 >

製造業	29	34	+5
造船業	5	16	+11
建設業	19	20	+1
運輸交通業	7	1	-6
農林業	7	11	+4
第三次産業	25	36	+11
商業	7	12	+5
保健衛生業	10	13	+3
接客娯楽業	0	5	+5
清掃・と畜業	2	3	+1

労働者死傷病報告（休業4日以上）の受理件数を集計したもので、死傷者数には死亡者数を含む。
 鉱業、貨物取扱業、畜産水産業、第三次産業の一部の業種は業種別内訳に表示していない。

令和6年労働災害発生状況（7月末現在）

死傷者数は、新型コロナウイルススリ患による死傷者数を除くものとす

死傷者数が大幅に増加 / 多くの産業で増加傾向

全産業での死傷者数 105人（令和5年同期比+18.0%）

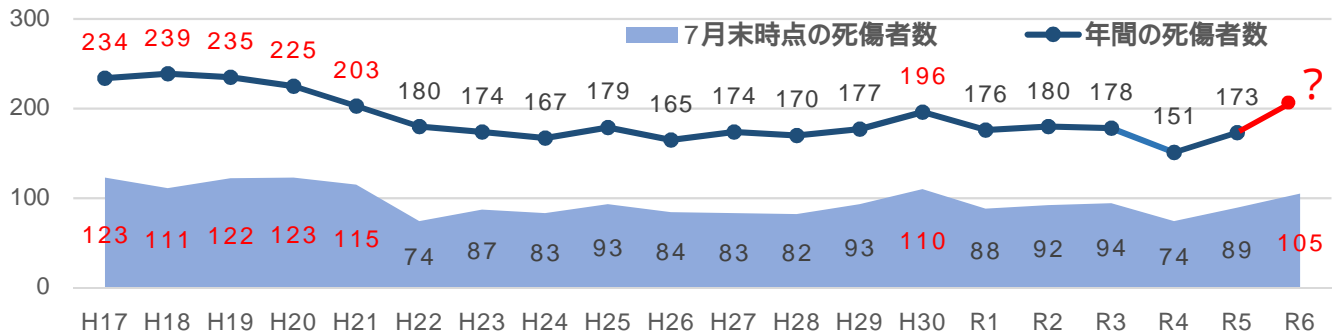
運輸交通業以外の業種で増加（右表参照）

- 造船業 16人（同期比+220%）
 - 第三次産業 36人（同期比+44.0%）
 - 農林業 11人（同期比+57.1%）
- 著しい増加

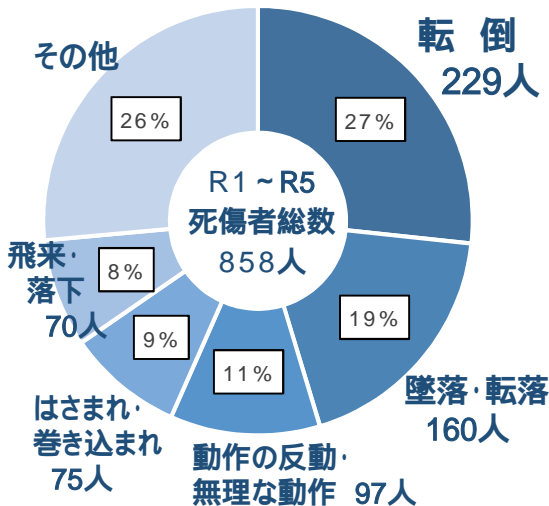
【令和6年の労働災害の発生状況】

- ◆ 前年よりも死傷者数が大幅に増加し、7月末の時点で100人を超える。災害が増加するペースが平成21年以前と同等の水準となっている。
- ◆ 事故の型別では、多い順に転倒（33%）、墜落・転落（18%）、はさまれ・巻き込まれ（13%）、飛来・落下（10%）、動作の反動・無理な動作（9.5%）となっている。
- ◆ 死亡災害は発生していないが、高所からの墜落、大型機械との接触、重機の転落、爆発等の死亡に繋がりがねない重篤な災害が頻発している。

年間死傷者数の推移



参考 事故の型別の死傷者数内訳（過去5年間の合計）



緊急要請の全文はコチラ



佐伯労働基準監督署長（阿部敬）は、令和6年において、管内（佐伯市、臼杵市、津久見市）の事業場で、労働災害が多発していることから、本年8月に、関係業界団体等に対して、労働災害防止対策の徹底に関する協力要請を行いました。

労働災害防止のため、本紙裏面のチェックリストを参考に、自社の安全対策は万全か、緊急点検を実施の上、労働災害防止対策等の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

労働災害防止緊急要請



職場の安全対策を緊急チェック！

製造業

- 作業床の端、開口部等に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- 非常時に直ちに運転停止できるよう、クレーン等の大型機械の運転手への合図や連絡方法を定めている。
- 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合に機械の運転を停止している。
- 機械・設備等の定期点検、日常点検を確実に実施している。



各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動
(大分労働局HP)

建設業

- 高所等で墜落・転落のおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- 車両系建設機械等の転倒防止対策及び労働者との接触防止対策を講じている。
- 交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じている。
- 伐木等の作業において、合図を行い、退避したことを確認して伐倒している。
- 降雨で河川の増水や土石流が発生するおそれがあるときに、これを早期に見出すため、監視人を配置する等の措置を講じている。
- 「各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動」に参加して重点項目を講じ現場にケイシしている。



チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
(厚生労働省HP)

林業

- 伐木、造材、かかり木処理作業を「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づいて実施している。
- 車両系木材伐出機械等の転倒防止対策及び労働者との接触防止対策を講じている。
- 労働災害が発生した場合に迅速に救急搬送等ができるよう、林業現場の緊急連絡体制を整備している。



働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(厚生労働省HP)

第三次産業

- 店舗・施設ごとに安全を担当する「安全推進者」を配置している。
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に掲げる取組を展開している。



全産業に共通する事項

- 段差解消や階段への手すり設置等、転倒要因の除去を図っている。
- 台車等の使用やノーリフトケアの導入など、腰痛予防のための省力化を図っている。
- はしご、脚立、踏み台等を使用する際に、脚部の滑動防止や転移防止を講じている。
- 貨物自動車の運転位置から離れるときは、逸走防止措置を確実に講じている
- 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施事項に取り組んでいる。
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施している。
- 作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択して使用している。
- クレーン、フォークリフト、車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務には有資格者を確実に配置している。
- 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に特別教育を実施している。
- 作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順により作業が行われている。
- 未熟練労働者（外国人労働者を含む）の危険の感受性を高めるため、「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」や「外国人労働者向け安全衛生教育教材」を活用した教育を行っている。
- 経営トップが、自ら先頭に立って職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働災害防止に取り組む姿勢を示している。

転倒・腰痛予防の取り組み
(厚生労働省HP)



STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
(厚生労働省HP)



安全衛生教育教材
(厚生労働省 職場のあんぜんサイト)